

1. 品確法運用指針のフォローアップ
(指標及び目標の設定について)
【国土交通省】

平成28年6月16日

担い手三法を受けた主な取り組み

2016/04/1時点

第186回通常国会にて、改正品確法※など「担い手三法」が成立(平成26年6月)

※ 公共工事の品質確保の促進に関する法律

品確法に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」を策定(平成27年1月)

主な取り組みと現状

1. 予定価格の適正な設定

(1) 設計労務単価、技術者単価の改訂

- ① 公共工事の設計労務単価を4年連続で大幅な引き上げ(H24~27 ⇒ 約35%増)
- ② 設計業務委託等の技術者単価も連続して引き上げ(H24~27 ⇒ 設計約15%増、測量約25%増)

⇒①・②ともに前倒して2月から適用(H26~28)

(2) 各種経費率の改定(H27~)

- ① 工事
一般管理費(+20%)、現場管理費(+5%)
(一般管理費率は20年ぶりの大改正)
- ② 設計業務委託等
諸経費率(設計(+5%)、測量(+3~7%))

(3) 積算基準の改定(H28~)

橋梁保全工事の新設、交通誘導警備員の積算方法の見直し 等

2. 歩切りの根絶

- (1) 歩切りについては、今回の法改正に伴い、品確法第7条第1項第1号に違反することが明確化
- (2) 慣例等により歩切りを行っている地方公共団体
459団体(H27年1月) ⇒ 0団体(H28年4月)

3. 低入札価格調査基準の引き上げ(H28~)

品質確保の観点から必要経費を追加

- (1) 工事:現場管理費等の算入率を0.8→0.9に引き上げ
- (2) 土木関係コンサルタント業務等:一般管理費等の算入率を0.3→0.45に引き上げ 等

4. 発注や施工時期の平準化

- (1) 二カ年国債の設定
H28-29年度:約700億円 H27-28年度:約200億円
- (2) ゼロ国債(補正予算)の設定
H27年度:約2,946億円 H26年度:約2,523億円
- (3) 翌債等の繰り越し制度を適切に活用

など、適正な利潤の確保に向けた施策が始動

品確法運用指針のフォローアップ

（指標及び目標の設定について）

将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保の実現

品確法 (公共工事の品質確保の促進に関する法律)

【目的】公共工事の品質確保

- 発注者の責務(基本理念に即した発注関係事務の実施)を明確化
(主な内容: 予定価格の適正な設定、低入基準等の適切な設定、円滑な設計変更)
- 事業の特性等に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用を位置づけ
⇒ 行き過ぎた価格競争を是正

入契法

(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律)

【目的】公共工事の入札契約の適正化

- ダンピング対策の強化
(例) 入札金額の内訳の提出、発注者による確認
- 契約の適正な履行の確保
施工体制台帳の作成・提出義務を拡大

建設業法

【目的】建設工事の適正な施工確保等

- 建設工事の担い手の育成・確保
- 適正な施工体制確保の徹底
解体工事業の新設
業許可等における暴力団排除の徹底

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の主なポイント

運用指針とは：品確法第22条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、体系的にとりまとめ
- 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

必ず実施すべき事項

実施に努める事項

① 予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、**適正な利潤を確保**することができるよう、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、**適正な工期を前提**とし、**最新の積算基準を適用**する。

② 歩切りの根絶

歩切りは、**公共工事の品質確保の促進に関する法律**第7条第1項第1号の規定に**違反**すること等から、**これを行わない**。

③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。予定価格は、**原則として事後公表**とする。

④ 適切な設計変更

施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない等の場合、**適切に設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**請負代金の額や工期の適切な変更**を行う。

⑤ 発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整**を行い、支援を必要とする市町村等の発注者は、**地域発注者協議会**等を通じて、**国や都道府県の支援を求める**。

⑥ 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

各発注者は、**工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択**し、又は組み合わせて適用する。

⑦ 発注や施工時期の平準化

債務負担行為の積極的な活用や**年度当初からの予算執行の徹底**など予算執行上の工夫や、**余裕期間の設定**といった契約上の工夫等を行うとともに、**週休2日の確保**等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、**発注・施工時期等の平準化**を図る。

⑧ 見積りの活用

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより**予定価格を適切に見直す**。

⑨ 受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は**受注者からの協議**等について、**速やかかつ適切な回答**に努める。設計変更の手続の迅速化等を目的として、**発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し、設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議**を、必要に応じて開催する。

⑩ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

必要に応じて**完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価**を実施する。

I. 設計労務単価、技術者単価の改定

- ① 公共工事の設計労務単価を4年連続で大幅な引き上げ
(H24~27 ⇒ 約35%増)
- ② 設計業務委託等の技術者単価も連続して引き上げ
(H24~27 ⇒ 設計約15%増、測量約25%増)
⇒ ①・②ともに、前倒しして2月から適用(H26~28)

II. 各種経費率の改定

- ① 工事
一般管理費(+20%)、現場管理費(+5%)
(一般管理費率は20年ぶりの大改正)
- ② 設計業務委託等
諸経費率(設計(+5%)、測量(+3~7%))

平成28年度 土木工事標準積算基準 改定概要(4月1日適用)

■主な改定のポイント

改正品確法(H26.6.4公布・施行)の基本理念および発注者責務を果たすため、品質の確保、担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格を適正に設定するため土木工事積算基準の改定を行う。

1. 土木工事標準歩掛等の改定

- 歩掛の新規制定(6工種)
- 維持修繕関係歩掛の改定(2工種)
- 施工実態を踏まえた歩掛の改定(8工種)
- 一部改定53工種
- 建設機械等損料の改定



新規制定工種「安定処理工(自走式土質改良工)」

2. 間接工事費(共通仮設費、現場管理費)の改定

- 工種区分「橋梁保全工事」の新設
- 「河川・道路構造物工事」、「鋼橋架設工事」、「道路維持工事」の率の見直し
- 「東京特別区」「横浜市」「大阪市」において「大都市補正」を増設

3. 積算方法の見直し

- 「維持工事」積算方法を複数年契約工事であっても年度毎の積算に変更
- 「交通誘導警備員」の積算について、共通仮設費の積上げから直接工事費の積上げに変更

5. その他

- 東日本大震災被災3県の積算(補正継続)
- 総価契約単価合意方式の見直し

4. 施工パッケージ型積算方式の拡充

積算業務の効率化のため、平成24年10月から試行導入
【平成28年4月1日時点】
 ・319施工パッケージを導入済み
【平成28年10月1日以降】
 ・84施工パッケージを追加導入開始
 ⇒ 合計403施工パッケージ

◆本改定は、**平成28年度の土木工事積算基準から適用**する。

国土交通省の取組(歩切りの廃止の達成について)

- 平成26年6月の品確法等の改正により、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とするいわゆる歩切りは、品確法に違反することが明確化。
- 総務省とも連携し、昨年1月以降、4度にわたり、地方公共団体に対して、その実態や歩切りを行う理由等に関する調査を行い、歩切りを行っている地方公共団体に対して、あらゆる機会を通じて早期の見直しを要請。



慣例や自治体財政の健全化等のため歩切りを行っていた全ての地方公共団体(459団体)が、
歩切りを廃止^(※)することを決定

平成27年
1月の状況

(注)「歩切り」を行っている理由について 未回答の1団体を除いた状況。

設計書金額と予定価格が
同額である団体
1031団体

端数処理等を行
っている団体
297団体

慣例、自治体財政の
健全化等のため「歩切り」
を行っている団体
459団体

平成28年
2月の状況

設計書金額と予定価格が
同額である団体
(同額とする予定の団体を含む)
1528団体

端数処理等を行
っている団体
(端数処理等に変更予定の団体を含む)
252団体

見直し方
向で
検討中
5団体

見直しを行
う予定はな
い
3団体

平成28年
4月の状況

設計書金額と予定価格が同額である団体
1536団体(同額とする予定の5団体を含む)

端数処理等を行
っている団体
252団体
〔端数処理等に変更予定
の2団体を含む〕

見直しを行
う予定はな
い
0団体

(注)平成28年2月及び4月の状況における設計書金額と予定価格が同額である団体数及び端数処理等を行っている団体数は推計。

(※)「廃止」には端数処理等に変更することも含める。

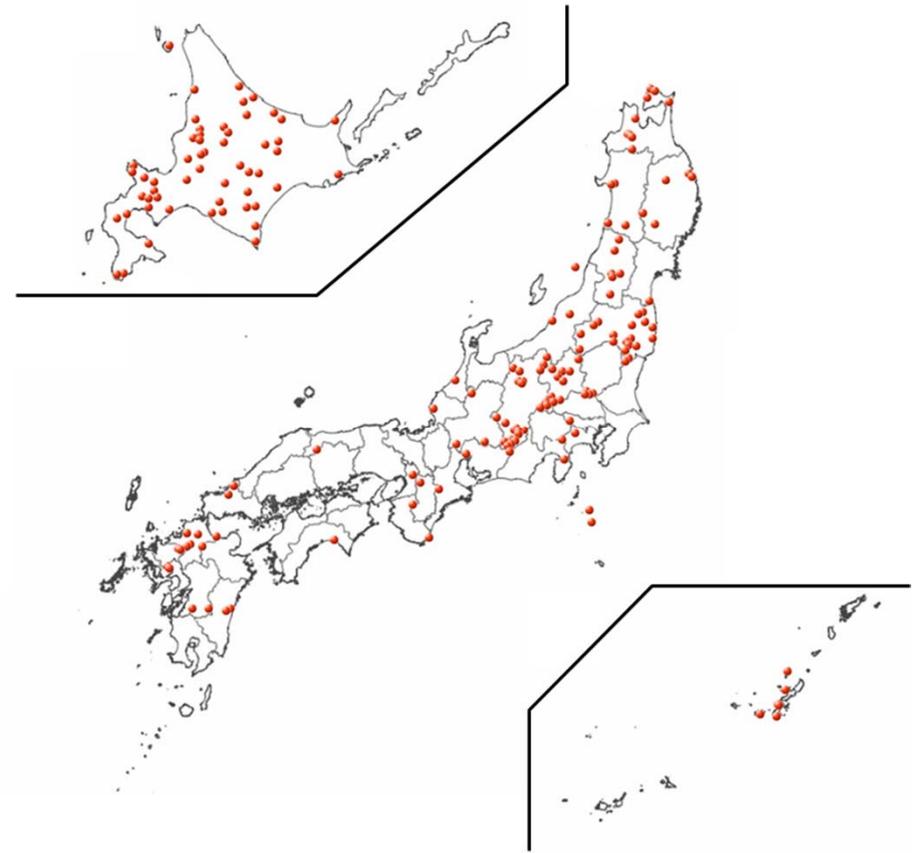
最低制限価格制度等の導入状況 ~181団体が未導入~

	都道府県		指定都市		市区町村	
	H26.4.1時点	H27.3.31時点	H26.4.1時点	H27.3.31時点	H26.4.1時点	H27.3.31時点
両制度を併用	44	44	20	20	483	484
	93.6%	93.6%	100.0%	100.0%	28.0%	28.1%
低入札価格調査制度のみ導入	3	3	0	0	132	134
	6.4%	6.4%	0%	0%	7.7%	7.8%
最低制限価格制度のみ導入	0	0	0	0	907	922
	0%	0%	0%	0%	52.7%	53.6%
いずれも未導入	0	0	0	0	200	181
	0%	0%	0%	0%	11.6%	10.5%

最低制限価格等の公表時期 ~導入済の団体の1割前後は事前公表~

	最低制限価格の事前公表		基準価格の事前公表	
	H26.4.1時点	H27.3.31時点	H26.4.1時点	H27.3.31時点
都道府県	2	2	2	2
	4.5%	4.5%	4.3%	4.3%
指定都市	1	0	0	0
	5.0%	0.0%	0.0%	0.0%
市区町村	173	166	59	51
	12.4%	11.8%	9.6%	8.3%
合計	176	168	61	53
	12.1%	11.6%	8.9%	8.0%

<いずれも未導入の自治体>



最低制限価格等の算定式の見直し

H25.5.16~H28.3.31

【範囲】 予定価格の 7.0/10~9.0/10

【計算式】 ・直接工事費×0.95
 ・共通仮設費×0.90
 ・現場管理費×0.80
 ・一般管理費等×0.55
 上記の合計額×1.08

H28.4.1~

【範囲】 予定価格の7.0/10~9.0/10

【計算式】 ・直接工事費×0.95
 ・共通仮設費×0.90
 ・**現場管理費×0.90**
 ・一般管理費等×0.55
 上記の合計額×1.08

設計変更ガイドラインの改定(全地方整備局等で改定済み)

改正品確法に「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこと」が規定。



設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース、不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておく必要がある。

受発注者間で認識・解釈の違いが出ないように、設計変更ガイドラインを改定し、以下の内容等を明記

関東地方整備局の事例(H27.6改定)

1. 「改正品確法の趣旨を記載」について
 - ・改正品確法の基本理念により、**受発注者が対等の立場**であることを記載し、適切に設計及び工期の変更を行うことを記載
2. 「土木工事条件明示の手引きの作成」について
 - ・**条件明示の確認に不足が生じないよう**受発注者の認識の共有化を図る「土木工事条件明示の手引き(案)」を作成
3. 「設計照査ガイドラインの作成」について
 - ・受発注者間の照査の解釈の違いを解消するため、**照査項目のチェックリスト**を含んだ「設計照査ガイドライン」を作成
4. 「設計変更」について
 - ・**設計変更に伴う費用の増減概算額**について、受発注者間で認識共有を図るため、契約変更に先立って行う**指示書に概算額を明示**することを記載
5. 「工事一時中止」について
 - ・工事**一時中止**についても、設計変更と同様に指示書及び基本計画書に**増加概算額を明示**することを記載
6. 「工期短縮」について
 - ・**受注者は工期短縮計画書を作成**し、受発注者間で協議することを明記

国土交通省の取組(発注者間の連携体制の構築)

■ 地域発注者協議会について

- 公共工事の品質確保の促進に向けた取組等について、発注者間の連携調整を図るため、地方ブロック毎に組織
- 地方整備局、都道府県、代表市町村等から構成



協議会 **構成員の役職格上げ**、連携・支援の実施に向けた **役割の見直し**
 地域発注者協議会の下に **全市町村が参画する** 都道府県毎の部会を設置

例1: 北陸ブロック 協議会規約の改正

- ・ 役職の格上げ

県	:	[部長]	→	[副知事]
市(町村)	:	[副市(町村)長]	→	[市(町村)長]
- ・ 協議会の役割の見直し

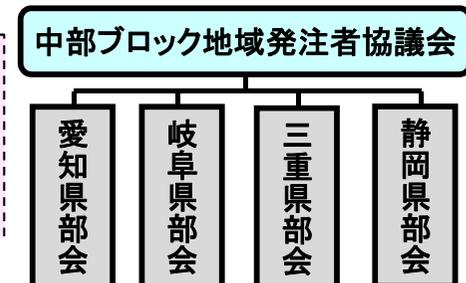
[連絡調整]	→	[推進・強化]
--------	---	---------

例2: 中部ブロック 各県部会の設置

規約(H26.10改正部分抜粋)(部会)

第8条 **全ての市町村が各施策を推進・強化**するため、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県の **各県に部会を設置**する。

【体制イメージ】



各発注者による適切な入札契約方式の導入・活用を図ることを目的として、
多様な入札契約方式を体系的に整理したガイドラインを策定・公表。

国交省HP (<http://www.mlit.go.jp/tec/nyuusatsukeiyakugaido.html>)

公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドラインの策定（平成27年5月）

本編・事例編の2編で構成

本編は、各方式の概要や選択の考え方等を記載。事例編では、事例やその適用の背景等を整理

工事調達における入札契約方式の全体像

3.1 契約方式	3.2 競争参加者の設定方法	3.3 落札者の選定方法	3.4 支払い方式
工事の施工のみを発注する方式	一般競争入札	価格競争方式	総価契約方式
設計・施工一括発注方式	指名競争入札	総合評価落札方式	総価契約 単価合意方式
詳細設計付工事発注方式	随意契約	技術提案・交渉方式	コストプラス フィー契約・ オープン ブック方式
設計段階から施工者が関与する方式(ECI方式)		段階的選抜方式	
維持管理付工事発注方式			
包括発注方式			
複数年契約方式			
など		など	など

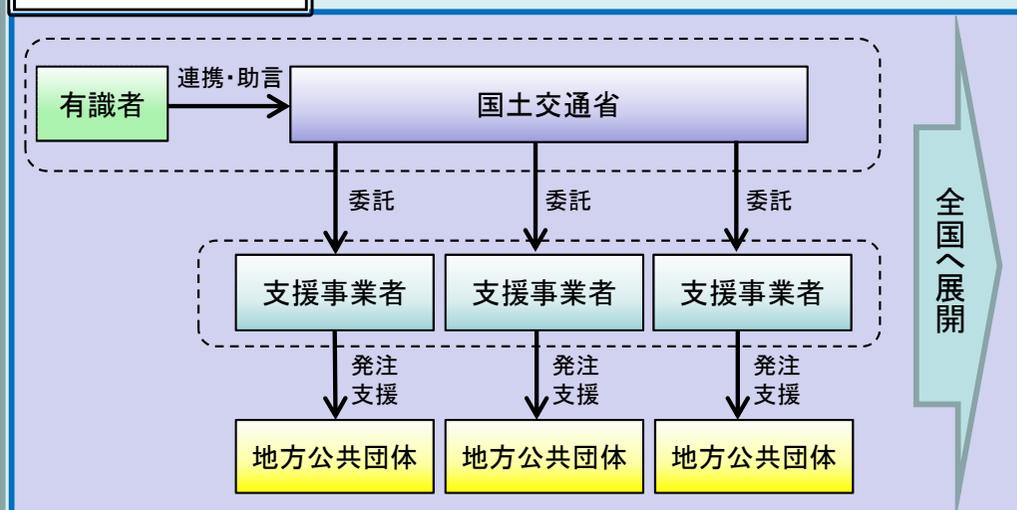
発注者である地方公共団体における多様な入札契約方式の導入・活用を促進するため、
平成26年度より多様な入札契約方式モデル事業を実施。

多様な入札契約方式モデル事業

概要

- 改正公共工事品質確保促進法（平成17年法律第18号）を踏まえ、発注者である地方公共団体における多様な入札契約方式の導入・活用を促進するため、他の地方公共団体のモデルとなる発注者への支援を行う。
- 具体的には、新たな入札契約方式の導入を目指す地方公共団体に、国土交通省が専門的知見を有する支援事業者を派遣するとともに、有識者の助言を得てその発注事務への支援を行い、支援の成果を他の地方公共団体に展開する。

支援スキーム



支援案件

実施年度	地方公共団体	支援対象事業
平成26年度	大仙市(秋田県)	道路維持・除雪に係る事業
	宮城県	道路除雪に係る事業
	相模原市(神奈川県)	公共下水道整備に係る事業
	新城市(愛知県)	庁舎建設に係る事業
平成27年度	大阪府	建築物補修に係る事業
	水戸市(茨城県)	体育館建設に係る事業
	府中市(東京都)	庁舎建設に係る事業
	清瀬市(東京都)	庁舎建設に係る事業
	島田市(静岡県)	病院建設に係る事業
	四日市市(三重県)	体育館建設に係る事業

国土交通省の取組(発注や施工時期の平準化①)

- 運用指針の趣旨を踏まえ、更なる施工時期等の平準化を図るため、計画的な発注や適切な工期の設定等を進めることとしたところ。
- このため、以下の内容について官房長から各地方整備局長等に文書を発出。(H27.12.25官房長通知)

■ 計画的な発注の推進

- 早期発注や国庫債務負担行為の適切な活用により、計画的な発注を推進。年度内の工事量の偏りを減らし、施工時期を平準化

■ 適切な工期の設定

- 工事の性格や地域の実情等を踏まえ、特に以下の事項に留意し適切な工期を設定
 - 同工種の過去の類似実績を参考に、必要な日数を見込む
 - 降雪期における作業不能日数を見込む
 - 年度末にかかる工事を変更する際には、年度内完了に固執することなく、必要な日数を見込む

■ 余裕期間制度の積極的な活用

- 受注者が建設資材や建設労働者等の確保を円滑に行えるようにするとともに、受注者側の観点から平準化を図るため、余裕期間制度を積極的に活用

実工期の30%かつ4ヶ月を超えない範囲で発注者が設定した余裕期間内において、受注者が工事開始日を指定または選択できる制度

■ 工期が複数年度にわたる工事・業務への適切な対応

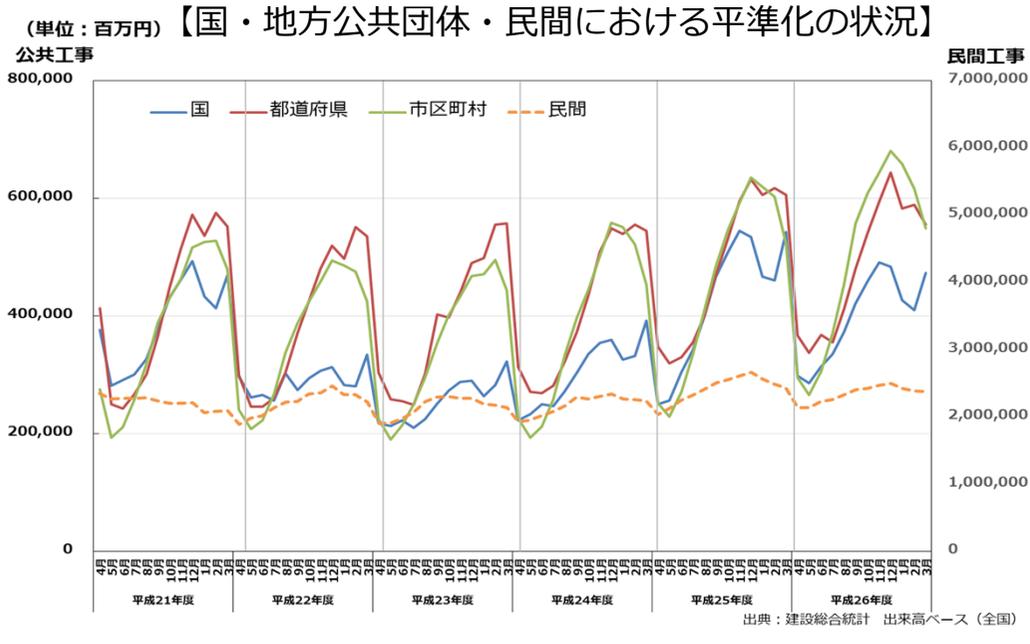
- 上記取り組みを行った結果、工期が複数年度にわたる場合は、国庫債務負担行為制度、翌債(繰越)制度を適切に活用

債務負担行為(二カ年国債、ゼロ国)、繰り越し制度の活用状況	
(1) 二カ年国債の設定 H27年度: 約200億円 H28年度: 約700億円	(2) ゼロ国債(補正予算) H27年度(予算) : 約2,960億円 (H26年度: 約2,523億円)

国土交通省の取組(発注や施工時期の平準化②)

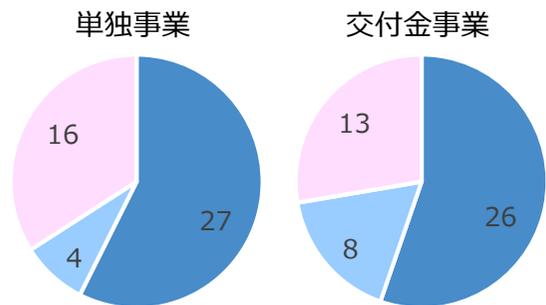
取組状況(地方公共団体における平準化に向けた取組の促進)

- H26.12 都道府県の平準化に関する取組や課題を調査
- H27.2 総務省と連名で地方公共団体に対し、平準化等について要請
- H27.4 地方公共団体に対し、平準化に取り組まれるよう通知
- H27.11 都道府県の平準化に関する取組や課題を調査
- H27.11 都道府県と、債務負担行為の積極的な活用や市町村の平準化に向けた助言等を通じて、さらなる平準化に努める旨を申し合わせ
- H28.1 総務省と連名で地方公共団体に対し、平準化等について要請
- H28.2 総務省と連名で地方公共団体に対し、社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関し、ゼロ債務負担行為を設定して事業を実施することも可能であることなどについて通知
- H28.4 地方公共団体が取り組む先進的な事例を収集し、平準化の取組事例集をとりまとめ

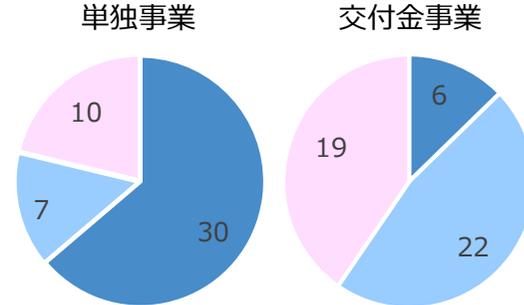


H28.2時点の都道府県の取組状況

<平準化を踏まえた債務負担行為の活用>



<平準化を踏まえたゼロ債務負担行為の活用>



■ : 27年度で実施し、28年度でも実施予定
 ■ : 27年度で実施していないが、28年度から実施予定または実施する方向で検討
 ■ : 実施していない
 ※ 「実施していない」には、27年度、28年度において債務負担を設定する事業がなかった場合も含まれる。

<地方公共団体の課題・ニーズ>

- 社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関し、ゼロ債務負担行為を設定して事業を実施することが可能なことを明らかにしてほしい
 → H28.2に、総務省と連名で地方公共団体に対し、社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関し、ゼロ債務負担行為を設定して事業を実施することも可能であることなどについて通知
- 前例のない取組については、庁内の調整が難しい
 → H28.4に、平準化の先進事例をとりまとめた事例集を作成
- 財政部局の理解が重要
- 職員のマンパワーが不足している

国・地方公共団体の発注見通しの統合・公表

<詳細内容>

○ 技術者・技能者の配置等を行いやすい環境を整備するため、東北地方整備局や東北農政局等の国の機関及び県や市等の地方公共団体は、建設業者が発注見通しの全容を把握できるように、平成25年11月1日から各機関の発注見通し(発注時期、予定工期、工種、事業規模、施工場所)を統合して地区毎に公表

(東北地方整備局HPより)

発注見通しとりまとめ

東北六県における各発注機関の発注見通しをとりまとめて公表します。

平成25年11月1日運用開始



発注見通し地区割り一覧表

※地区毎の市町村は、以下の表をご覧ください。

県名	地方生活圏	二次生活圏	公表の地区割り	該 当 市 町 村 名
青森県	青森	青森	青森	青森市、平内町、外ヶ浜町、今別町、蓬田村
	津軽	弘前・黒石	津軽	弘前市、黒石市、平川市、西目屋村、藤崎町、大鱒町、田舎館村、板柳町
		五所川原		五所川原市、つがる市、鮭ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町
	南部	八戸	南部	八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町
十和田・三沢		十和田市、三沢市、横浜町、六ヶ所村、野辺地町、東北町、七戸町、六戸町		
	下北	下北	下北	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村
盛岡県		盛岡	盛岡	盛岡市、八幡平市、岩手町、葛巻町、雫石町、滝沢村、紫波町、矢巾町



国・地方公共団体の発注見通しの統合・公表を、地域の実情等に応じて全国で実施

国土交通省の取組(見積りの活用)

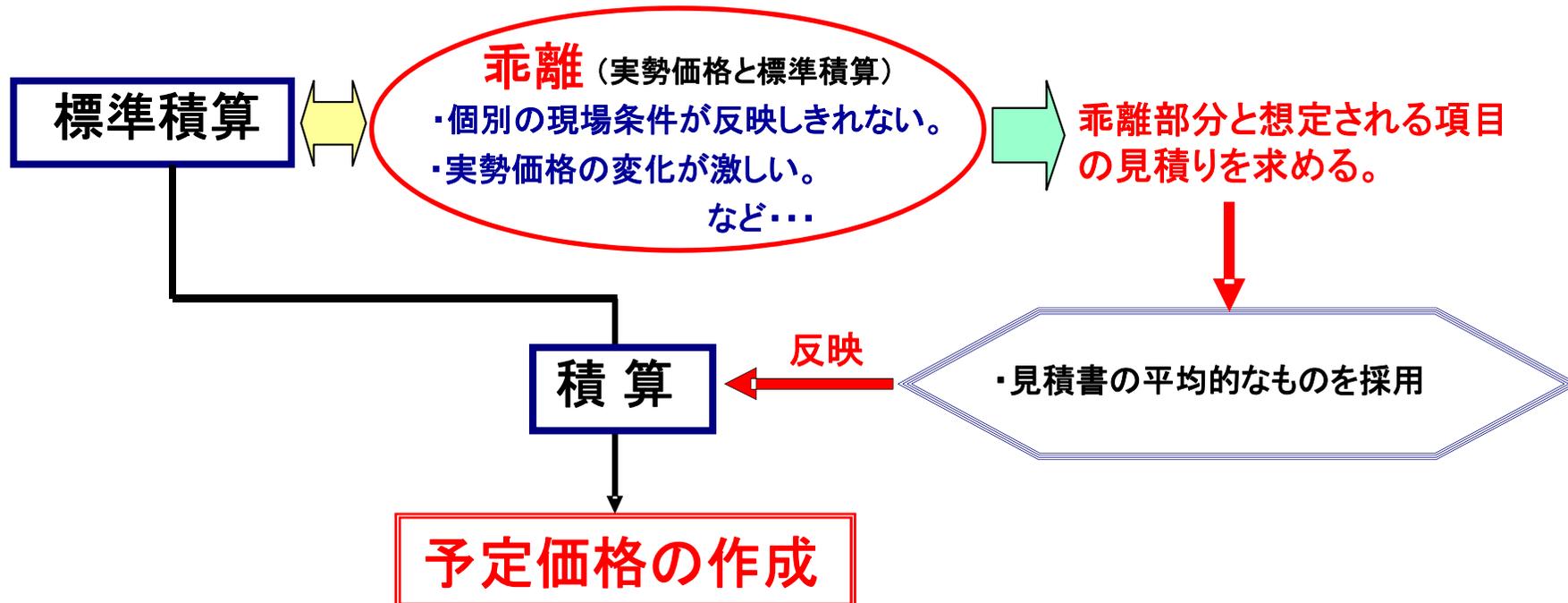
◆見積り活用方式

発注者の積算との乖離が大きく、入札の不調・不落が発生している工事、または過去において同種工事に不調・不落が発生するなど、不調・不落となる恐れが高い工事において、予定価格の作成にあたり競争参加者の見積もりを活用する取り組みを開始。

◆対象工事及び工種

対象工事：標準積算と実際にかかる費用に乖離が考えられる工事

対象工種：直接工事費及び共通仮設費の積み上げ部分



国土交通省の取組(受注者との情報共有、協議の迅速化)

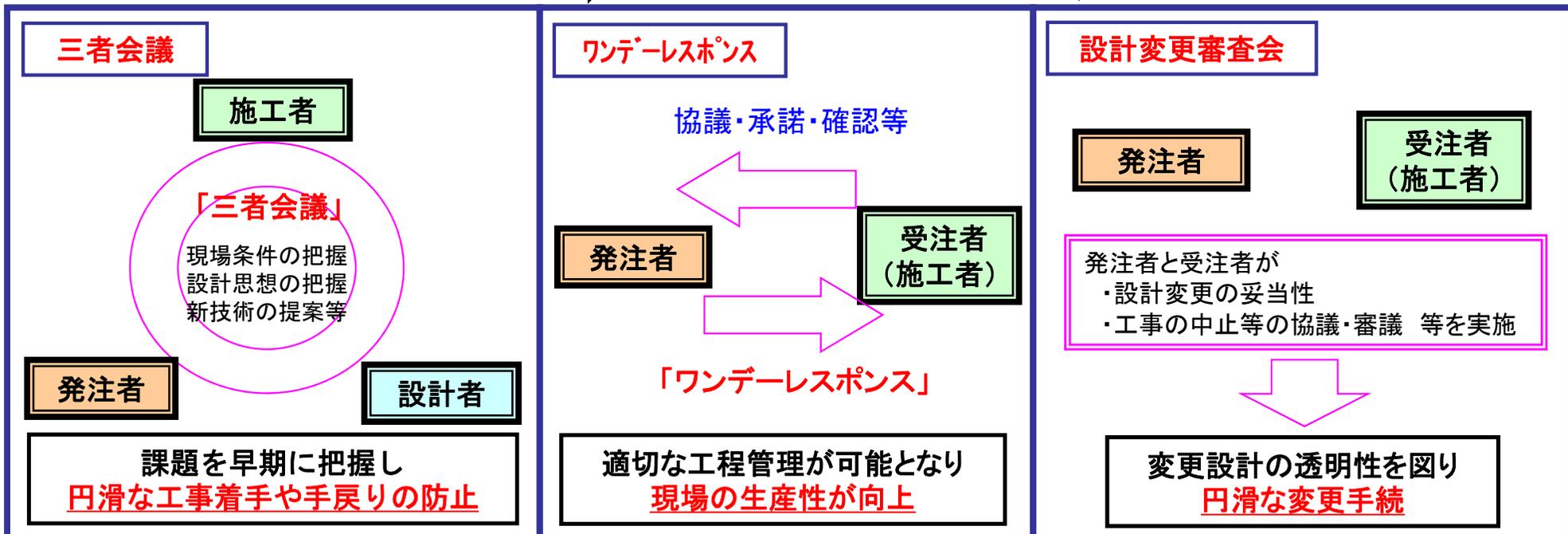
工事発注後の様々な課題を受注者が一丸となって円滑かつ迅速に解決するため、以下の施策を継続して取り組む

- ・ 三者会議 : 発注者、設計者、施工者が一堂に会し、情報を共有し工事の円滑な着手、手戻りを防止
- ・ ワンデーレスポンス : 施工者から質問等に対して、迅速な回答を実施し、施工者の手待ち時間を解消
- ・ 設計変更審査会 : 各種ガイドラインの活用を図り、設計変更の透明性を図り、円滑な設計変更の実施

工事着手時

施工中

変更設計



受注者の立場に立った取り組みとするため、特記仕様書に明示し契約内容の一部として実施。

構造物を主体とする工事などを中心に実施。
また、当初対象にしていなくても、施工中に現場条件が大きく変化した場合や請負者からの申し出による開催も可。

原則、全ての工事が対象

変更を伴う全ての工事が対象
(数量精査等軽微な変更は除く)

現状と課題

- 担い手3法の改正、運用指針の策定を踏まえ、適切な発注関係事務の実現に向け、地域発注者協議会等をはじめ各主体が重層的に取り組む
- “歩切りの根絶”に向けた取り組みなど、一定の成果が見られるものがある一方、適切な設計変更など、依然対応が十分でない指摘されているものも存在



品確法運用指針の下記の主要な事項のうち、重点項目を中心に指標の設定を検討

- ◎ **予定価格の適正な設定**
- 歩切りの根絶**
- 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等**
- ◎ **適切な設計変更**
- 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用**
- ◎ **発注や施工時期の平準化**
- 見積りの活用**
- 受発注者の情報共有、協議の迅速化**

◎: 重点項目

発注者(自治体)が目安とできる目標の設定～全ての自治体のボトムアップ～

- 運用指針に示されている発注関係事務について、発注者の規模等に応じて実現すべきベンチマークの設定
- 発注者としての取組みを評価する統一的な指標を示すことにより、全ての発注者が自身の現状を客観的・相対的に評価できる環境を整備
- これにより、発注関係事務の改善意識を喚起

指標設定にあたっての視点

- 的確な評価指標の選択
 - ・ 項目の実施状況を的確に表現できる指標
- 評価の客観性
 - ・ 定性的な表現の実施項目に対して客観性をもった評価
- 自主性を尊重した設定手法

重点3項目の指標(イメージ)

○ 指標としてどのような指標が適当か

重点事項①適正な予定価格の設定

■積算方法:最新の積算基準の適用状況や基準対象外の際の見積りの活用状況

(ポイント)

- ・積算基準が最新であるか否かは客観性が比較的高く、運用指針の記載に沿ったもの
- ・「適正な予定価格の設定」にあたっては、最新の積算基準の適用のほか、可能な限り資材等の実勢価格を適切に反映する必要があること等に留意

■単価更新率:単価の更新頻度

(ポイント)

- ・単価の更新頻度は客観性が高い
- ・「適正な予定価格の設定」にあたっては、可能な限り最新の単価を反映するほか、最新の積算基準を適用すること等に留意

重点事項②適切な設計変更

■設計変更の状況:改正品確法を踏まえた設計変更ガイドラインの策定・活用状況

(ポイント)

- ・ガイドラインの策定状況は客観性が高い
- ・「適切な設計変更」にあたっては、ガイドライン等を適切に運用することに留意が必要

重点事項③施工時期等の平準化

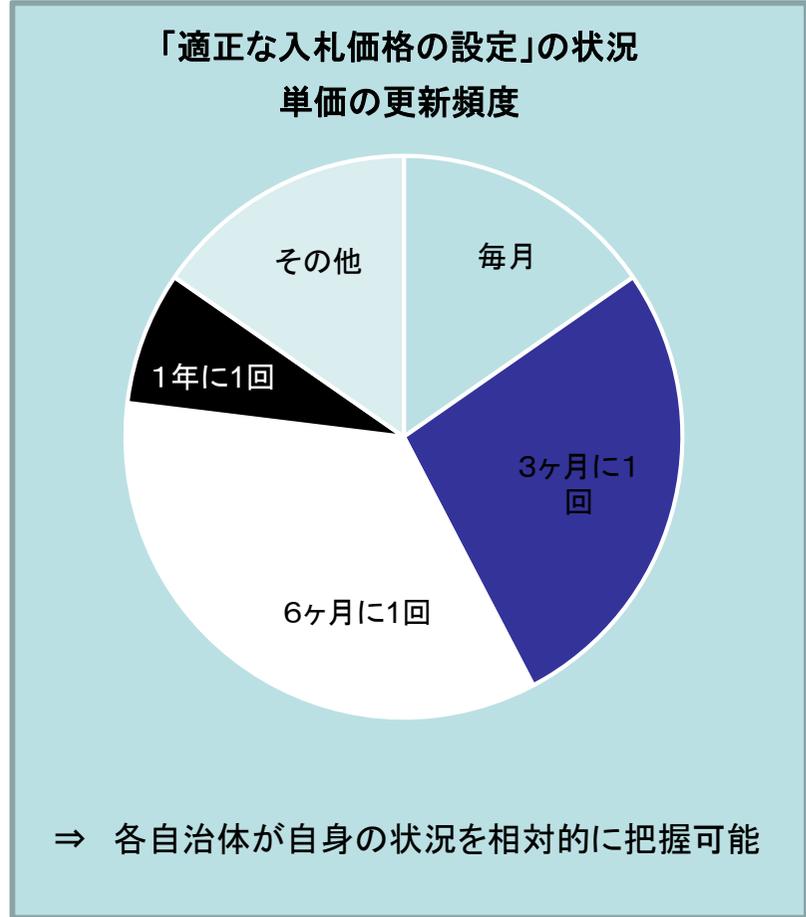
■平準化率(単一年度における繁忙月と閑散月の工事件数の比)

(ポイント)

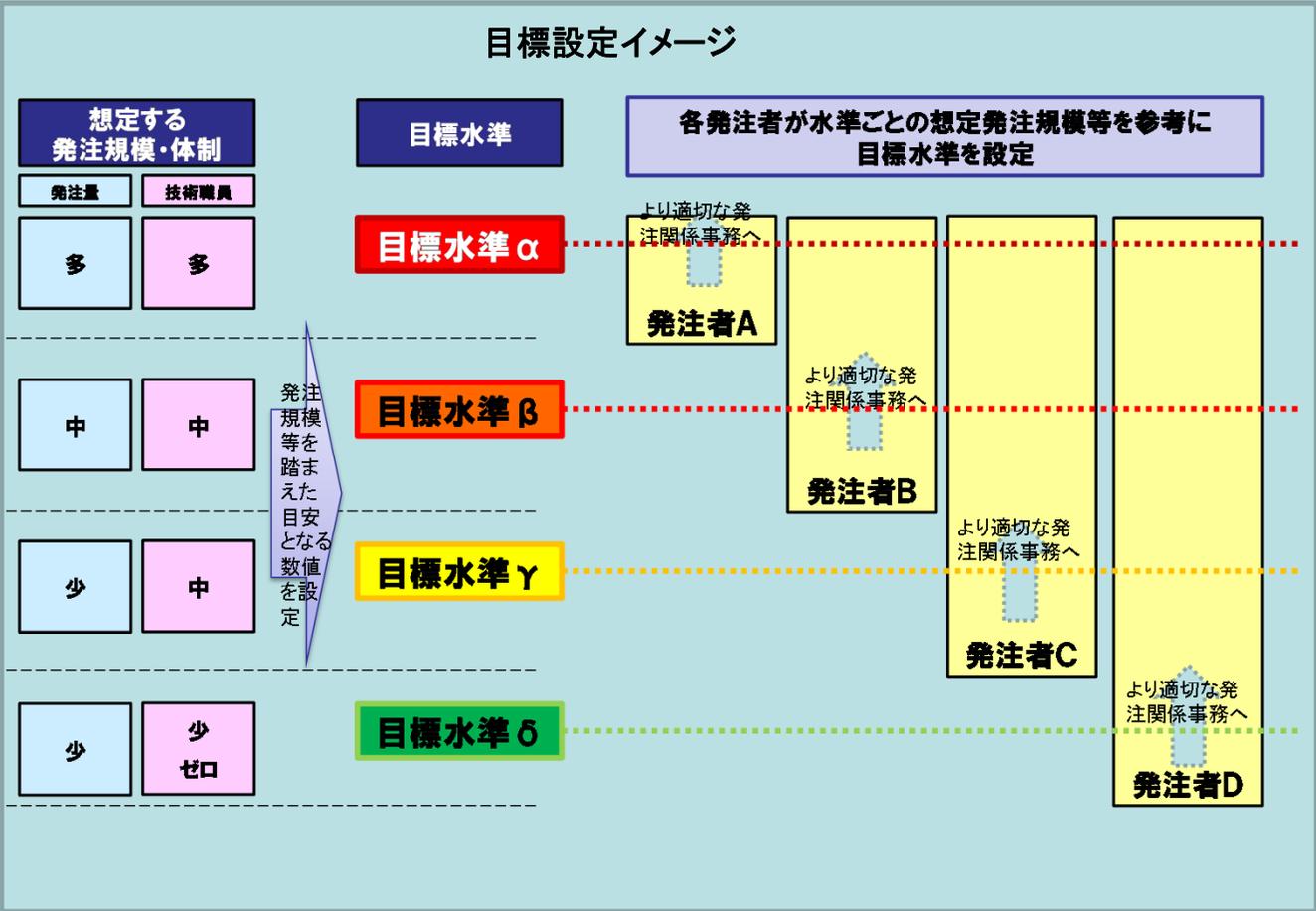
- ・客観性が高い
- ・データ取得等の容易性について検討が必要

○ 発注関係事務の改善を促進するための指標の活用策とは

工夫例1
各発注者の自主評価結果を分析・公表



工夫例2
発注者の体制等に応じた目安となる水準を示し、各発注者による目標設定



目標設定の進め方(案)

■進め方(案)

H28.2

重点3項目(積算、設計変更、平準化)を中心に、地域発注者協議会での目標設定の状況を収集

H28.3

指標(案)の検討

H28.夏目途

各地域発注者協議会において、
指標(案)について議論

指標の決定(全地域発注者協議会にて決定)

以降

各地域発注者協議会等において自主評価
必要な連携・支援を実施

評価結果の分析・公表や目標設定等、指標の活用策を検討

【参考】各地域発注者協議会における目標の設定例①

■ 「予定価格の設定」に関連する目標の設定例

ブロック	目標項目	設定内容	備考
北陸	積算基準 労務単価 照査ガイドライン 条件明示ガイドライン	<p>【各発注者毎】※各発注者の目標を以下の分類で整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○最新の積算基準の適用 「最新基準(H27)を適用」(すべての機関がこの目標に該当) ○最新の労務単価の適用 「年度途中で改訂があった場合は見直す」(すべての機関がこの目標に該当) ○照査ガイドライン・条件明示ガイドラインの適用 「全ての工事で活用」、「一部の工事で活用」、「参考資料として活用」、「検討」、「未活用」 	<p>各発注者が前年度の目標と実績を自己診断し、次年度の目標を設定 必ず実施すべき事項であることから少しでも早く適用することを目標。</p> <p>数値目標の設定は行っていないが、今のところ各県の運用状況を目標水準としている。</p> <p>※照査ガイドライン・条件明示ガイドライン： 北陸地方建設事業推進協議会が官民協働して作成したもの</p>
四国	積算基準 労務(技術者)単価等	<p>【各発注者毎】</p> <p>下記の項目について、「実施済み」、「実施予定」、「一部実施」、「実施検討中」、「実施予定無し」から設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○最新の積算基準の適用 ○最新の労務(技術者)単価等の適用(年度途中で改定があった場合は見直す) 	
九州	材料単価、労務単価、積算基準 予定価格作成時期	<p>【各発注者毎】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○積算基準、材料単価、労務単価 「最新を適用」、「遅れて適用(○ヶ月遅れ)」から設定 ○予定価格作成時期 「入札書提出期限日や入札日等に作成」、「予算執行何月や公告日等に作成(入札時、最新とならない可能性あり)」から設定 	<p>運用指針の趣旨も踏まえ、各発注者が取組目標の達成状況を評価。</p> <p>(最新単価、労務単価、積算基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎：目標達成かつ最新で実施 ○：目標達成したが最新ではない(○ヶ月遅れ含む) △：目標未達成 <p>(予定価格作成時期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎：目標達成かつ入札時の最新を適用できた ○：目標達成しているが入札時の最新とならない △：目標未達成

【参考】各地域発注者協議会における目標の設定例②

■ 「適切な設計変更」に関する目標の設定例

ブロック	目標項目	設定内容	備考
東北	設計変更ガイドライン	【協議会統一】 「国出先機関、特殊法人等の策定率約7割」 「県・政令市の全機関で策定(H27年度末)」 「市町村の策定率約5割」	発注者の規模を踏まえて、国等、県等、市町村別に目標を設定
北陸	工期設定(変更時) 精算変更 設計変更ガイドライン 工期設定	【各発注者毎】※各発注者の目標を以下の分類で整理 ○工期設定(変更時) 「全ての工事に適用」、「一部の工事に適用」、「工期算定ルールなし」、「工期算定ルールの作成」、「未実施」、「検討」 ○精算変更の実施(現場条件等に変更がある場合) 「全ての工事で実施」、「一部の工事で実施」、「未実施」 ○設計変更ガイドラインの活用 「全ての工事で活用」、「一部の工事で活用」、「参考資料として活用」、「検討」、「未活用」 ○適正な工期設定(算定ルールの有無) 「全ての工事で活用」、「一部の工事に適用」、「工期算定ルールなし」、「工期算定ルールの作成」、「未実施」、「検討」	各発注者が前年度の目標と実績を自己診断し、次年度の目標を設定 数値目標の設定は行っていない。 ※設計変更ガイドライン 北陸地方建設事業推進協議会が官民協働して作成したもの
九州	設計変更 設計変更ガイドライン	【各発注者毎】 ○適切な設計変更 「受発注者間の協議により変更契約を実施」、「発注者の判断に基づき変更契約を実施」、「その他(〇〇)」から設定 ○設計変更ガイドラインの策定 「独自のガイドラインを策定済み(国・県などを参考に策定している)」、「県のガイドラインを準用」、「策定予定(準用予定も含む)」、「策定予定無し(準用予定無しも含む)」から設定	運用指針の趣旨も踏まえ、各発注者が取組目標の達成状況を評価。 (設計変更の実施) ◎: 目標達成かつ協議による契約変更を実施、 ○: 目標達成、△: 目標未達成 (設計変更ガイドライン) ◎: 目標達成かつ策定済み、○: 目標達成、 △: 目標未達成、策定予定無し(準用予定無しも含む)

【参考】各地域発注者協議会における目標の設定例③

■ 「平準化」に関する目標の設定例

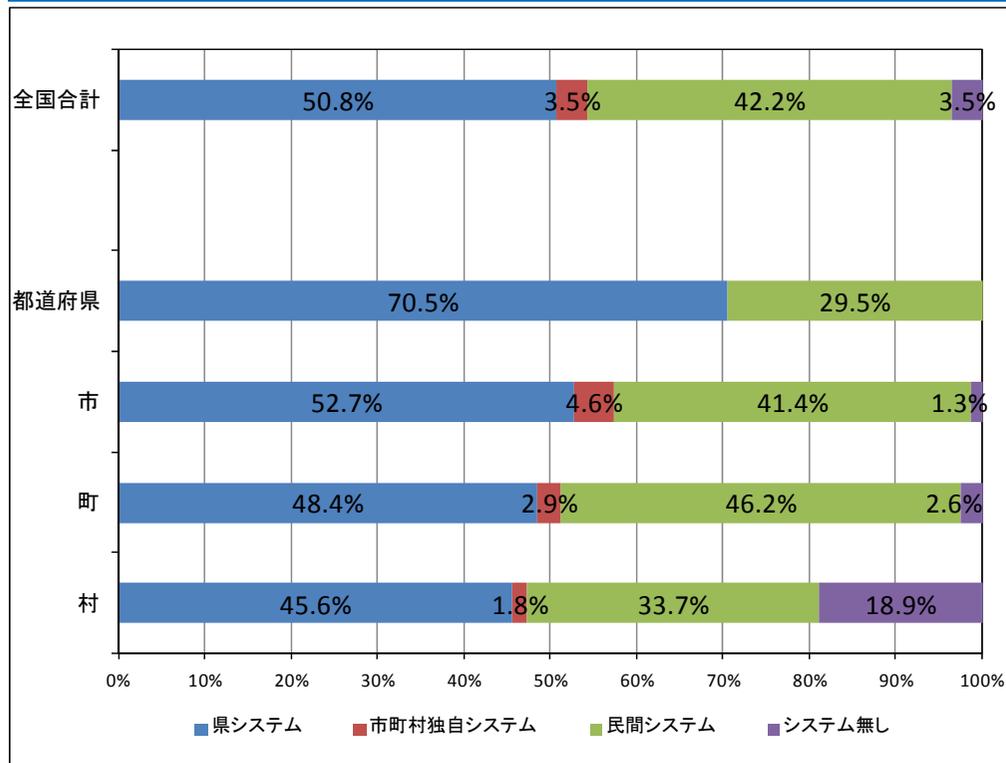
ブロック	目標項目	設定内容	備考
北陸	平準化に資する取組み	【各発注者毎】 「平準化に向けた債務負担行為(ゼロ市債等含む)設定」、「余裕工期等の設定」、「繰越(翌債)制度の活用」、「発注時期の調整」、「その他(具体的な取組を記入)」から設定。	前年度の目標と実績を自己診断し、次年度の目標を設定
近畿	平準化率	【協議会統一】 「受注出来高ベースによる繁閑比率について、全体で20%の改善を目指す」	
九州	工期設定 平準化に資する取組み	【各発注者毎】 ○適切な工期の設定状況（週休2日、不稼働日等を考慮した工期設定） 「全工事で実施」、「一部工事で実施」、「検討中」、「実施無し」から設定 ○余裕期間制度の活用 「適宜、活用工事を選定し実施」、「実施に向けて検討」、「活用予定無し」から設定 ○債務負担行為の活用 「活用を実施(県債)」、「活用を実施(ゼロ県債)」、「活用を実施(翌債・繰越)」、「活用を実施(〇〇・〇〇) (例: 県債・繰越等)」、「活用予定無し」から設定	運用指針の趣旨も踏まえ、各発注者が取組目標の達成状況を評価。 (評価の目安は、3項目とも下記による) ◎: 目標と同等以上を達成 ○: 目標を概ね達成 △: 目標未達成、活用予定無し

【参考】「予定価格の適正な設定」に関する状況

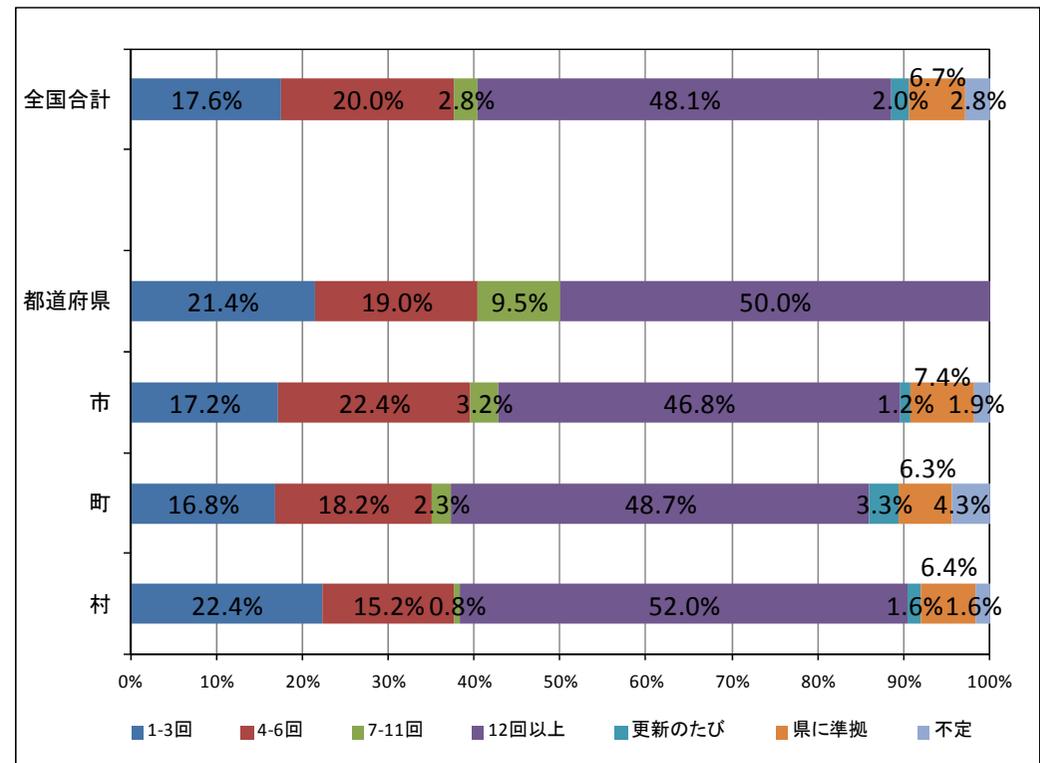
地方公共団体における積算実態の把握

- 都道府県システム使用が51%。次に民間システム使用が43%。
- システムの単価更新頻度は、12回／年以上が48%と最も割合が高く、次いで4～6回の20%、1～3回の18%となっている。

使用している積算システム



システムの単価更新の頻度(年間回数)



※平成27年度国土交通省調査(都道府県・市町村が対象)より
回答状況: 1647/1788団体(92.1%)

【参考】「適切な設計変更」に関する状況

都道府県政令市における設計変更ガイドライン策定状況

①	ガイドライン策定済	48／67	72%
②	品確法改正を踏まえた見直し済	34／67	51%
③	②+今後策定予定 (品確法改正を踏まえた見直し予定含む)	65／67	97%

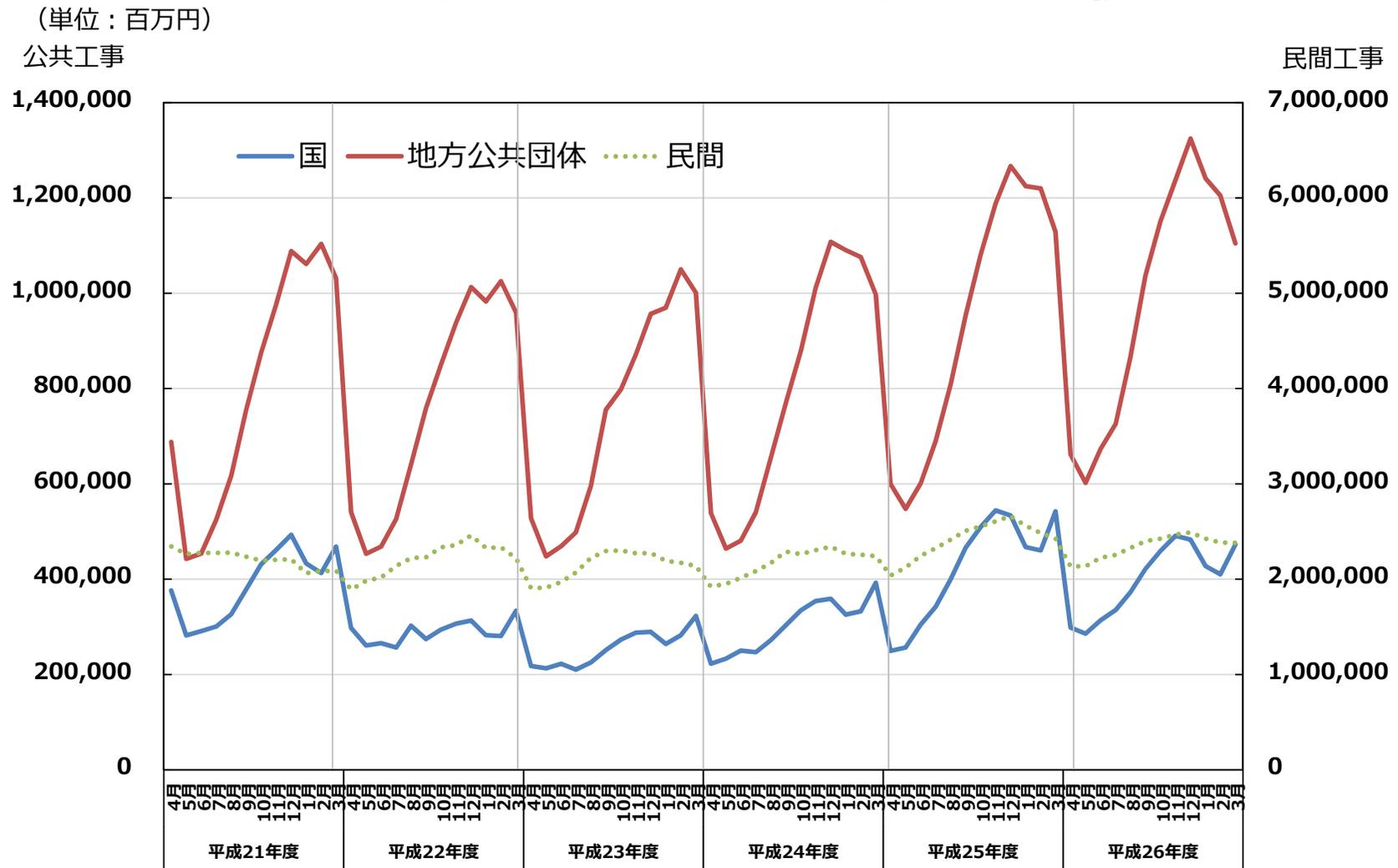
設計変更ガイドラインの改訂内容

関東地方整備局の事例(H27.6改定)

- 「改正品確法の趣旨を記載」について
 - 改正品確法の基本理念により、**受発注者が対等の立場**であることを記載し、適切に設計及び工期の変更を行うことを記載
- 「土木工事条件明示の手引きの作成」について
 - 条件明示の確認に不足が生じないよう**受発注者の認識の共有化を図る「土木工事条件明示の手引き(案)」を作成
- 「設計照査ガイドラインの作成」について
 - 受発注者間の照査の解釈の違いを解消するため、**照査項目のチェックリスト**を含んだ「設計照査ガイドライン」を作成
- 「設計変更」について
 - 設計変更に伴う費用の増減概算額**について、受発注者間で認識共有を図るため、契約変更^①に先立って行う**指示書に概算額を明示**することを記載
- 「工事一時中止」について
 - 工事一時中止**についても、設計変更と同様に指示書及び基本計画書に**増加概算額を明示**することを記載
- 「工期短縮」について
 - 受注者は工期短縮計画書を作成**し、受発注者間で協議することを明記

【参考】「平準化」に関する状況

国・地方公共団体・民間の月別出来高推移



	H21	H22	H23	H24	H25	H26	平均
最大/最小	175.0%	130.2%	153.4%	176.1%	218.2%	172.1%	170.8%
国	249.4%	226.2%	234.6%	238.7%	231.4%	220.0%	233.4%
地方公共団体	113.5%	130.0%	120.7%	121.7%	130.6%	116.7%	122.2%
民間							

出典：建設総合統計（国土交通省）